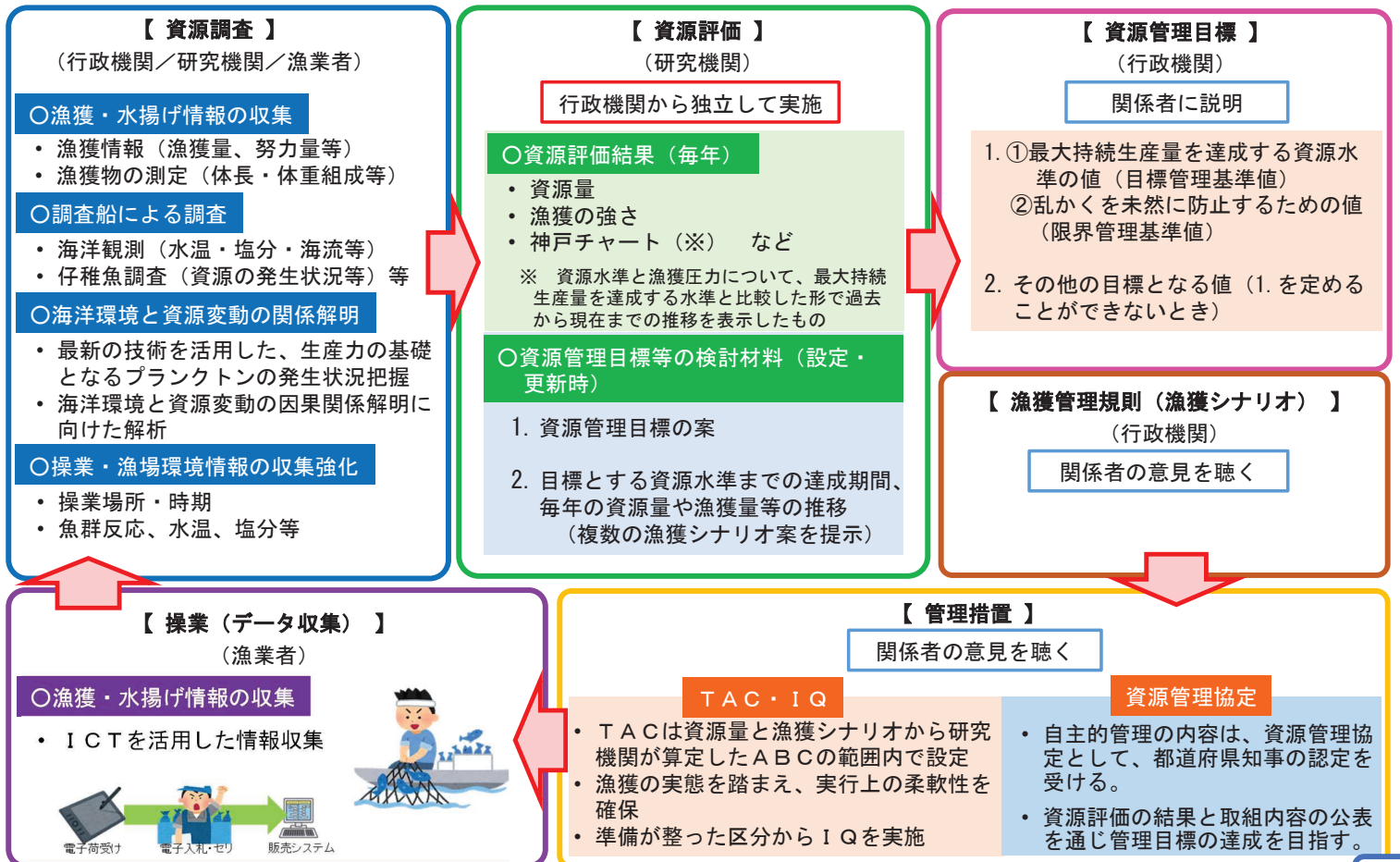


これまでの自主的な管理と今後 ～資源管理協定への移行について～

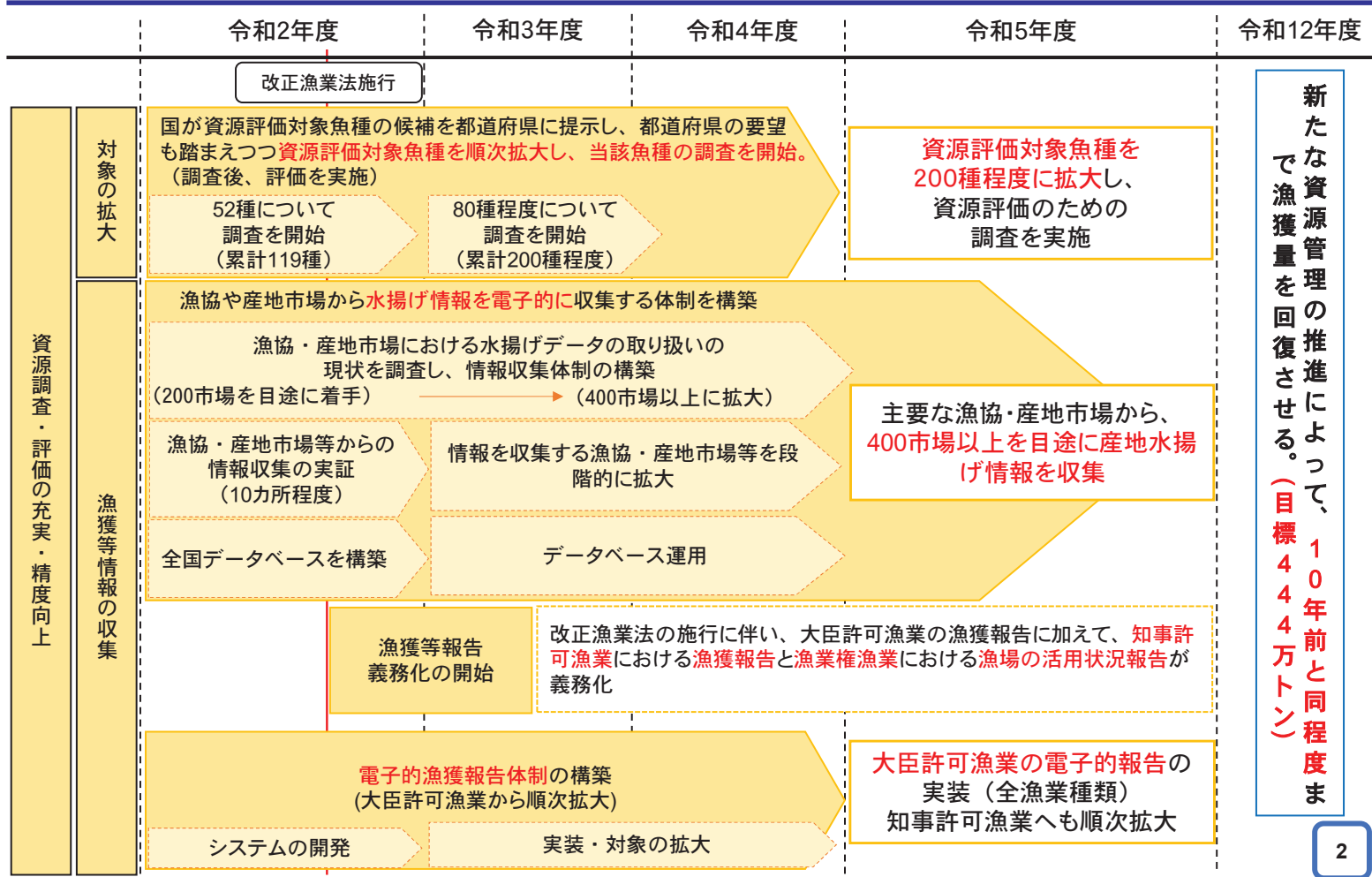
令和3年3月

水産庁

新たな資源管理の流れ

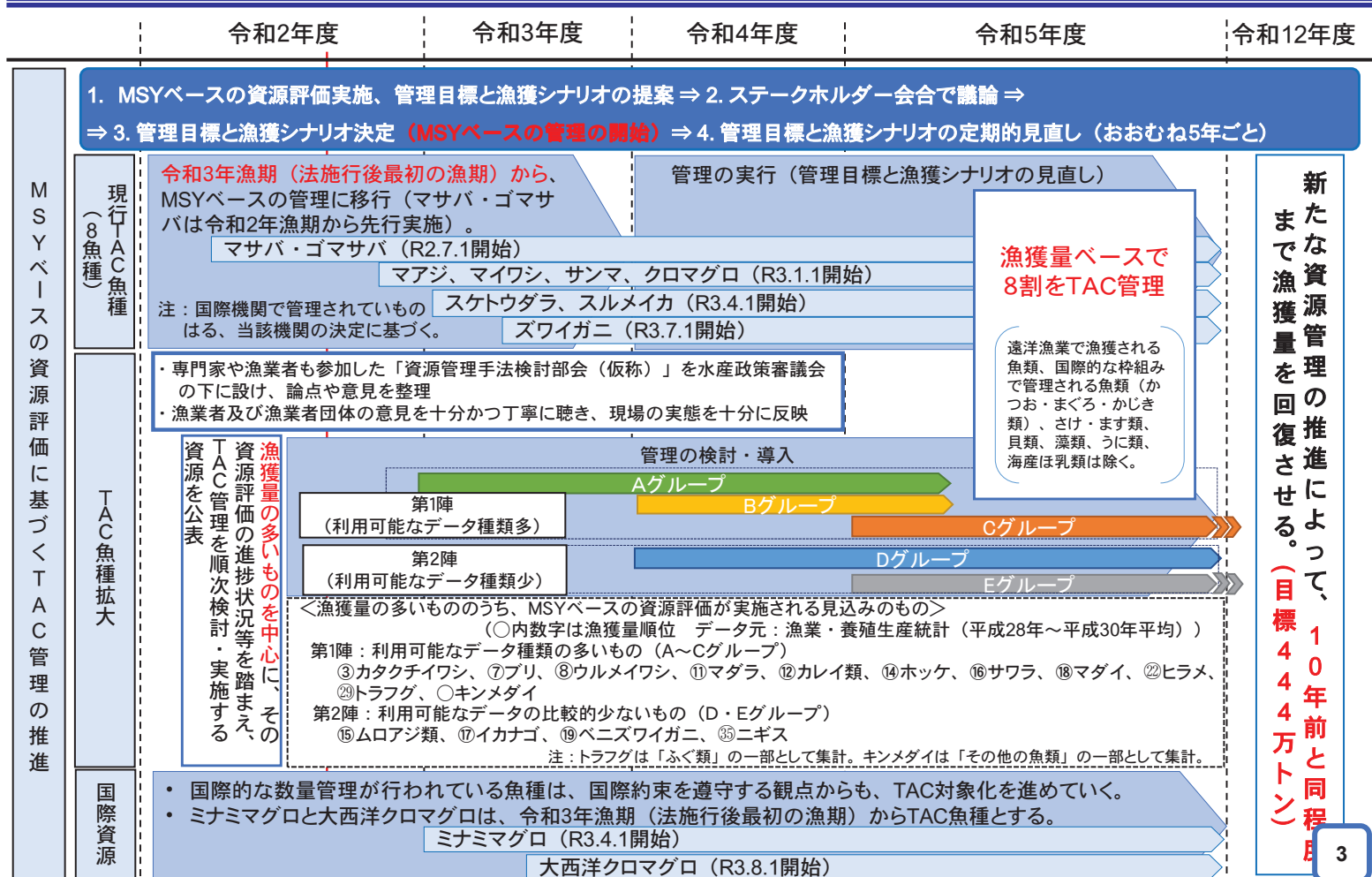


新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



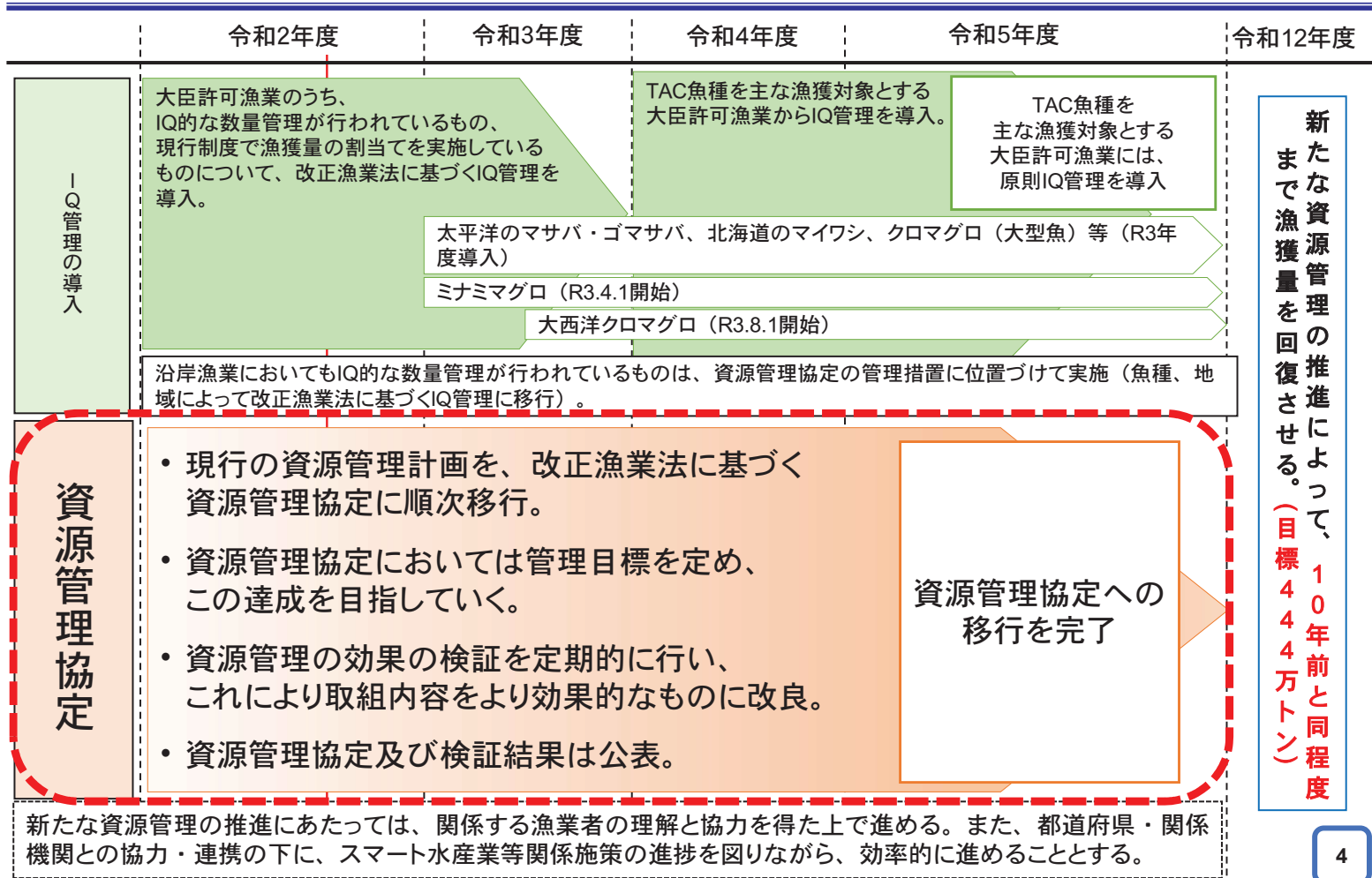
新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標444万トン)

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標444万トン)

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ

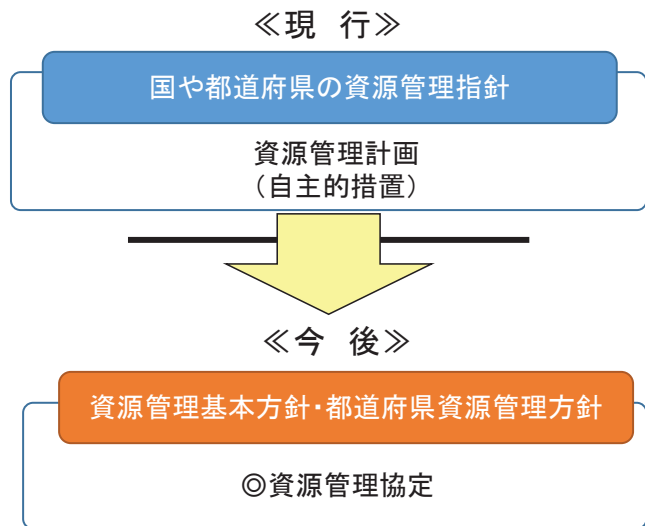


新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。（目標444万トン）

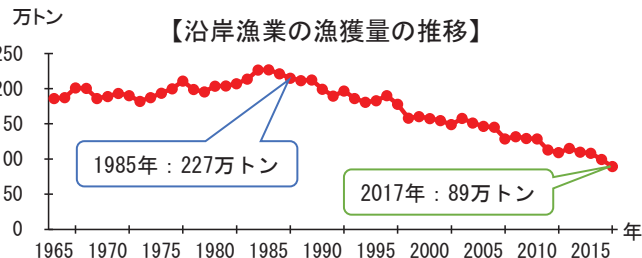
新たな資源管理システムにおける自主的な管理①

[これまでの自主的な管理と今後]

- これまで自主的な資源管理の取組については、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制をとってきた。
- 改正漁業法においては、公的規制か自主的管理かを問わず、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとした。
- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みは今後も存続することとし、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することとする（移行完了後、資源管理指針・計画体制は廃止）。
- 特に沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、新たな枠組みにおいても引き続き重要な役割を担う。



- 沿岸漁業においては、TAC魚種以外の水産資源（非TAC魚種）の漁獲は量で約6割、生産額で約8割を占めており、生産量は漸減傾向にあることから、効果的な資源管理の取組は急務。



注：2010年に統計区分が変更され、以降、10トン未満の小型底曳き網漁業や沿岸いか釣り漁業などの沿岸漁業の一部の数量が含まれていないことに留意。
（出典）農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

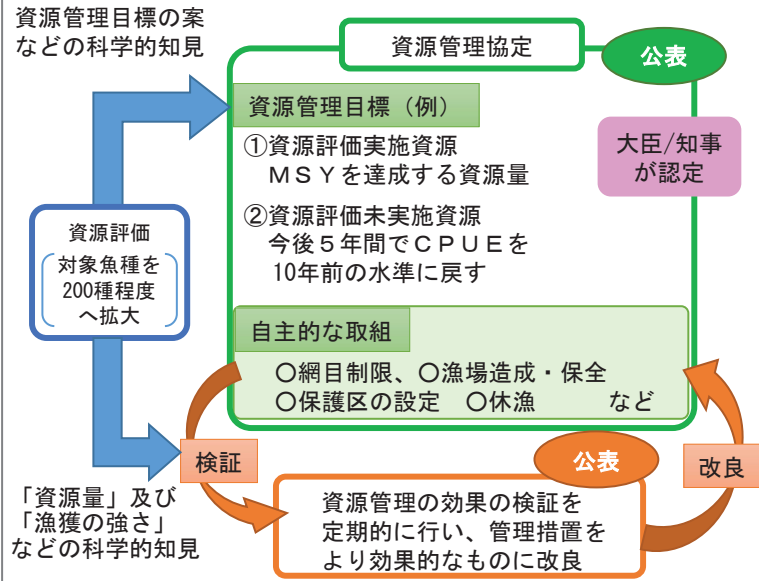
新たな資源管理システムにおける自主的な管理②

[資源管理協定の下での資源管理の充実]

- 非TAC魚種については、漁業者による自主的な資源管理措置を定める「資源管理協定」の活用を図る。
 - ① 「資源管理協定」を策定する際には、
 - ア 資源評価※対象種（令和5年度までに200種程度に拡大）については、資源評価結果に基づき、資源管理目標を設定する。

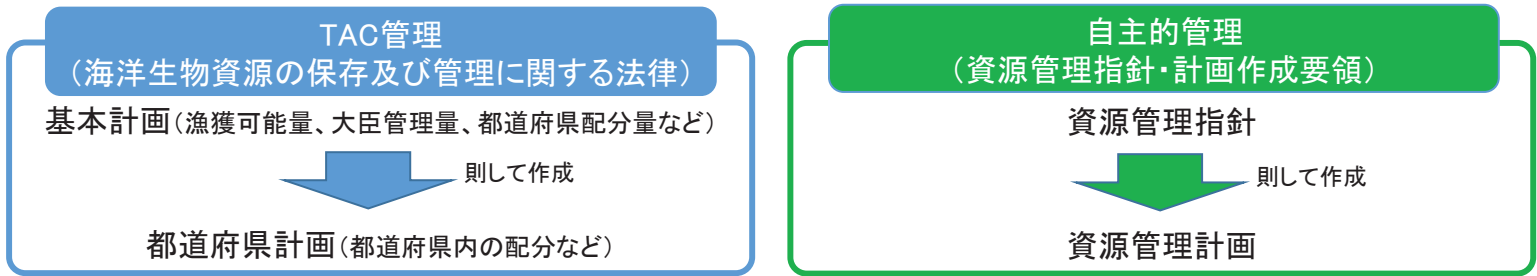
※ 資源評価は、水研機構や県水試、大学等の関係研究機関が参画して実施され、様々な漁業関連データや資源調査などの科学的知見に基づく。
 - イ 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。
 - ② 「資源管理協定」は農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表する。
 - ③ 「資源管理計画」から「資源管理協定」への移行は令和5年度までに完了する。
 - ④ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良していく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。
- 「資源管理協定」に参加する漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとする。

【非TAC魚種に係る自主的な資源管理のイメージ】

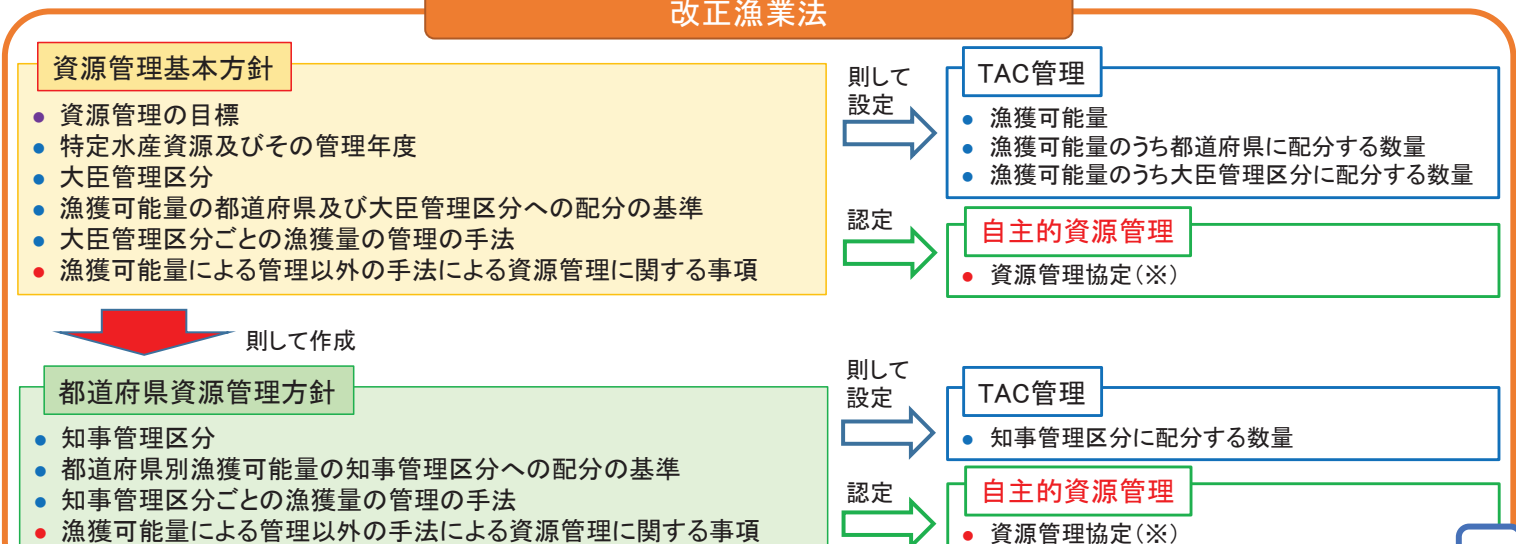


参考：改正漁業法における自主的資源管理の位置づけ

《現行》



《今後》



※ IQを実施する漁業者(漁獲割当管理区分で採捕する漁業者)は対象外

資源管理協定への移行（基本原則）

- 資源管理協定は、
 - ① 特定水産資源（TAC資源）においては、漁獲可能量管理を補完するものであり、
 - ② 特定水産資源以外の水産資源においては、資源管理目標を達成する主要手段となる、漁業者自身による自主的な資源管理（自主的資源管理）を定めたもの。
- 資源管理協定は、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に基づき、漁業者が水産資源ごと又は漁業種類ごとに締結する。
- 資源管理基本方針の対象となる資源は、
 - ① 改正漁業法第12条第1項又は第2項の規定により**目標が定められた資源**（漁獲割当管理区分における当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を除く。）
 - ② 現在、**国の資源管理指針で対象とされている水産資源**
- 都道府県資源管理方針の対象となる資源は、現在、都道府県の資源管理指針で対象とされている**地域の重要水産資源**を記載し、そのほか、**資源管理協定を締結するために必要なもの**も含むものとする。
- 資源管理協定の有効期間は**5年を上回らない期間**とする。

8

資源管理協定への移行：全体の流れ

〈制度準備〉

- ① 都道府県は、資源管理協定の対象となる水産資源について、**資源管理目標を都道府県資源管理方針に定める**。
- ② 都道府県は、資源管理協定の**認定基準を定める**（国から事前に処理基準を提示）。
- ③ 都道府県は、資源管理協議会における**履行確認及び評価・検証の方法や運用を決定**する。

〈資源管理計画→資源管理協定への移行〉

- ④ 漁業者は、資源管理協定の**認定基準に合致するよう**、現行の計画内容を**必要に応じ修正・変更**する。
- ⑤ 漁業者は、都道府県に対し、資源管理協定の**認定申請を行い、認定を受ける**。
- ⑥ 都道府県は、認定を受けた資源管理協定の内容を**公表**する（公表方法や公表内容は今後の議論）。

〈協定の実施・履行確認・見直し〉

- ⑦ 漁業者は、協定に定められた取組を実施しつつ操業し、漁獲量・漁獲努力量等の漁業関係情報を収集する。
- ⑧ 都道府県は、定期的に（年1回以上）開かれる資源管理協議会において、⑦で収集した**漁業関係情報を報告**し、協定の**取組内容の履行確認**を行う。
- ⑨ 都道府県は、**定期的に**（資源評価が行われている資源を対象とする協定の場合は評価結果の公表ごとに、又は資源評価が行われていない資源を対象とする協定の場合は協定の有効期間の半ばと終了時に）、資源管理の状況の**評価・検証を行う**。評価・検証は、**資源評価結果や⑦で報告された漁業関係情報**を基に資源管理目標に照らして行い、必要に応じ、取組内容の見直しを行う。
- ⑩ 都道府県は、⑧の結果について、⑥の情報と併せて**公表**する。
- ⑪ 以降、⑧～⑩を繰り返す。

9

資源管理協定への移行（資源管理目標の設定）

- 資源管理協定の対象となる水産資源について、**資源管理目標を設定**する。
- 改正漁業法第12条第1項又は第2項の規定により目標が資源管理基本方針で設定されている場合は、当該目標を使用する。
- 上記の目標が設定できない場合においても、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め**利用可能な最善の科学情報**を用いて資源管理目標を設定する。現在、国の資源管理指針が対象としている資源の目標は資源管理基本方針に、都道府県の資源管理指針が対象としている資源の目標は県の資源管理方針において定める。
- 資源管理目標は、**定期的に科学情報の蓄積等を考慮し見直される**。

《タイプ別資源管理目標の設定》

		管理目標 (法12条1項又は2項に基づくもの)	管理目標(注) (左記以外)
TAC魚種		○	
非TAC魚種	管理目標設定	○	
	管理目標未設定(資源評価実施)		○
	管理目標未設定(資源評価未実施)		○

注: 現在、国の資源管理指針が対象としている資源は資源管理基本方針に、都道府県の資源管理指針が対象としている資源は県の資源管理方針で定める。

資源管理協定への移行（内容の変更①）

- 法律上、資源管理協定は、
 - ① **漁獲割当管理区分以外の管理区分**における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関するものであること
 - ② 参加する者が**複数**いることが必要。(→ 対応案は次スライド)
- 資源管理協定への移行にあたり、**あっせんすべきことを求める場合の手続**を追加する必要がある。

《記載事項に関する資源管理計画と資源管理協定の比較》

資源管理計画	資源管理協定
計画の目的	(規定なし)
対象海域及び対象資源	対象水域、水産資源の種類、漁業の種類
資源管理目標及びそれを達成する措置	対象資源の保存及び管理の方法
取組期間	協定の有効期間
管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等	協定に違反した場合の措置
計画の参加、脱退	協定参加、又は協定から脱退する者に関する事項
計画の変更及び廃止	協定の変更又は廃止の場合の手続き
参加者名簿	(協定の認定申請書に添付)
その他(計画参加者が取り組むべき事項等)	(規定なし)
(新規)	あっせんすべきことを求める場合の手続き

【あっせんすべきことを求める場合の手続の例】

法第126条第1項の規定に基づき県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

対応の方向性

○漁獲割当管理区分における当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を対象とした資源管理計画の場合

→ **資源管理協定への移行不可。資源管理指針・計画体制廃止に伴い計画は廃止**（取組はそのまま存続。数量の遵守をもって履行を確認。）。

※ 漁獲割当管理区分における当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源以外の水産資源について、資源管理計画の下行われていた「IQ的な数量管理の取組」を資源管理協定の下でも継続することは可能（具体的な運用は要検討）。

○1者が作成している資源管理計画の場合

(ア) 漁業協同組合が1者で作成している場合

→ **計画に参加している複数の者**で協定を締結。

(イ) 漁業者が1者で作成している場合

A. 資源管理計画の参加者が複数の場合

→ **計画に参加している複数の者**で協定を締結。

B. 資源管理計画の参加者が1者の場合

→ **隣接海域において近似魚種を採捕する者若しくは同一の漁業種類を営む者又は類似する計画に参加している者**で協定を締結。

12

資源管理協定への移行（内容の変更②）

● 加えて、以下の基準に該当する内容とする必要がある。

(1) **資源管理基本方針又は都道府県管理方針に照らして適当なもの**であること。

(2) 不当に差別的にではないこと。

(3) 取組内容が以下を満たすものであること。

① 特定水産資源を対象とする協定の場合：対象となる管理区分の漁獲可能量を超えないように**漁獲量の管理を行うために効果的なもの**であると認められるものであること。

② 上記以外を対象とする協定の場合：公的管理以外に**対象資源の保存及び管理に効果的と認められる措置**が定められていること。

(4) 以下の内容が、協定に参加する者に過重な負担を課すものではないこと。

① 対象資源の保存及び管理の方法

② 協定に違反した場合の措置

③ 協定参加、又は協定から脱退する者に関する事項

④ 協定の変更又は廃止の場合の手続き

⑤ あっせんすべきことを求める場合の手続



これらの準備が整い次第、順次、資源管理協定の認定申請を行う。

13

内容変更の方向性（案）

○資源管理基本方針又は都道府県管理方針に照らして適当なものであること。（認定基準(1)）

- 資源管理基本方針又は都道府県管理方針に、**対象となる水産資源を記載**。
- **資源管理方針に記載された資源管理目標の達成に寄与する内容**。

○特定水産資源を対象とする協定の場合は、対象となる管理区分の漁獲可能性を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。（認定基準(3)①）

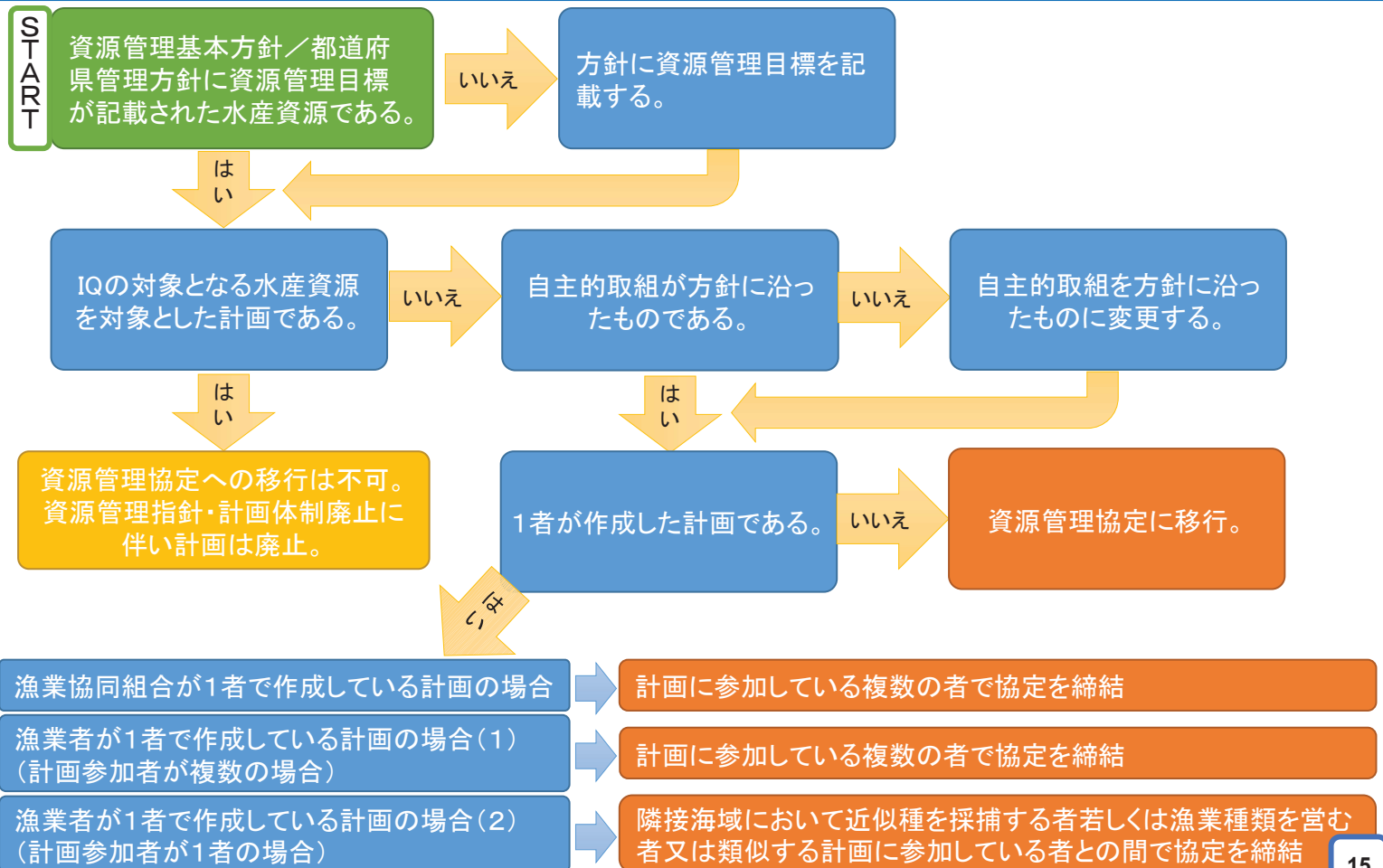
- 協定に以下のいずれかを記載。
 - (ア) **漁獲量の積み上がりを抑制するもの**（公的規制よりも早い段階で発動する抑制是正措置など）
 - (イ) **数量管理に直接的に効果的なもの**（数量のグループ管理、「IQ的な数量管理の取組」など）
 - (ウ) **間接的に漁獲量の超過抑制が見込まれるもの**（実質的に漁獲量の削減が見込まれる休漁など）

※ 履行確認時に、これらの取組の結果、漁獲量の管理が行われていることを確認することとし、仮に設定された漁獲上限を超過している、あるいは超過する危険性の高いことが判明した場合には、取組内容を見直し。

○特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定の場合は、公的管理以外に対象資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。（認定基準(3)②）

- 協定に資源管理方針に定める**資源管理目標の達成を促進し、実質的に漁獲量又は漁獲努力量の削減に資するもの**、若しくは**資源回復に寄与するもの**を記載。

まとめ：資源管理協定への移行フローチャート



履行（取組状況）確認

- 以下の2点をもって、資源管理協定を履行していることを確認する。
 - ① 協定に記載された取組を履行しているか（確認手段は現行の継続が基本）
 - ② 漁獲量や漁獲努力量等の**漁業関係情報の報告**を行っているか（報告内容は今後検討）
- 少なくとも年1回、**定期的に資源管理協議会において確認**を行う。協議会の構成は現行の継続を基本とする。

《現行の履行確認手段》

資源管理措置	履行確認手段(例)
休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
係船休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停泊時写真
漁獲量規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
区域、期間別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協作成各漁業者別の漁獲量
操業時間制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各漁協記録の日別、操業時間簿(出漁時刻、港時刻)
漁具規制 (光力、網目、漁具数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁具、操業設備の写真
操業区域規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPS、VMSなどの記録
漁獲物規制 (体長制限、産卵親魚採捕制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場や漁協の再放流データ ・ 操業日誌 ・ 市場水揚伝票
種苗放流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 ・ 種苗放流に参加した証拠書類
藻場干潟整備など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 干潟造成等に参加した証拠書類

16

資源管理協定の評価・検証

- 資源管理状況の評価・検証は、資源管理協定においても**定期的に実施**し、必要に応じ取組内容の見直しを行う。
評価・検証の場は引き続き資源管理協議会を想定。
- 時期については、資源評価結果やCPUE等の科学的指標に基づき、**協定の有効期間の半ばと終了時**(例：5年間の協定の場合は3年目と5年目)に評価・検証を行う。
- 実施された評価・検証の結果は、資源管理協定の内容とともに、**水産庁または各都道府県の水産関係課のホームページにおいて公表する**(公表内容・形式は今後検討)。

	現状	今後
場所	資源管理協議会	資源管理協議会(現状と同じ)
時期	計画策定後5年を経過しない時期	協定の有効期限の半ばと終了時
公表	一覧表形式で水産庁HPに掲載	取組内容や評価・検証結果は原則すべて公表。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が認定したもの：水産庁HPに掲載 ・ 都道府県が認定したもの：各都道府県の水産関係課HPに掲載＋水産庁HPにリンク付け

17

資源管理協議会の今後

- 資源管理指針・計画体制は、資源管理協定へ移行完了後、廃止するが、**資源管理協議会の枠組みを利用しつつ、業務内容や構成員に修正**を加える。
 - ① 業務内容は、「指針・計画に関すること」を「**方針・協定に関すること**」に修正。
 - ② 構成員として、従来より水産試験場等の研究機関が含まれているが、今後は、**資源評価に関する専門的知見を有する研究者等の参加を推奨**する。
 - ③ また評価・検証には、従来に引き続き、②に加え、**外部有識者(漁業や資源管理について専門的知識を有する者など)の参加を必須**とする。(例:地元大学の研究者など)

《現 状》

業 務

- 1 指針の策定に際しての関係者間の協議
- 2 計画の作成指導
- 3 計画に基づく取組(及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量)に対する履行確認
- 4 指針の策定、見直し及び計画の評価・検証、改善等に必要となる科学的データの収集等
- 5 指針の見直し並びに計画の評価・検証及び改善に際しての関係者間の協議等
- 6 その他の本事業の実施に当たり必要となる業務

構 成 員

- 1 都道府県
- 2 都道府県水産関係試験研究機関
- 3 都道府県漁業協同組合連合会
(ない場合は〇〇県漁業協同組合)
- 4 都道府県漁業共済組合
(又は全国合同漁業共済組合都道府県事務所)
- 5 都道府県漁業者団体(業種別組合等)
- 6 その他当該都道府県の漁業又は資源管理に識見を有する者

《今 後》

業 務

- 1 **方針**の策定に際しての関係者間の協議
- 2 **協定**の作成指導
- 3 **協定**に基づく取組(及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量に対する)履行確認
- 4 **方針**の策定、見直し及び**協定**の評価・検証、改善等に必要となる科学的データの収集等
- 5 **方針**の見直し並びに**協定**の評価・検証及び改善に際しての関係者間の協議等
- 6 その他の**資源管理方針・協定体制**の実施に当たり必要となる業務

構 成 員

- 1 都道府県
- 2 都道府県水産関係試験研究機関(**資源評価の専門家が望ましい**)
- 3 都道府県漁業協同組合連合会
(ない場合は〇〇県漁業協同組合)
- 4 都道府県漁業共済組合
(又は全国合同漁業共済組合都道府県事務所)
- 5 都道府県漁業者団体(業種別組合等)
- 6 その他当該都道府県の漁業又は資源管理に識見を有する者

18

まとめ

- 資源管理指針・計画体制は、資源管理基本方針／都道府県資源管理方針に基づく資源管理協定へと、**令和5年度末まで**に移行し、移行完了後、従来の体制は廃止する。
- 資源管理計画から資源管理協定に移行した場合の変更点は、以下の通り。
 - ① 資源管理指針に基づくものから、**資源管理基本方針／都道府県資源管理方針に基づくものへ移行**。
 - ② 資源管理協定の対象となる水産資源の漁獲量及び漁獲努力量等の**漁業関係情報を履行確認時に報告**。
 - ③ **資源評価結果の公表ごとに資源管理の状況の評価・検証**を行い、必要に応じ、取組内容を見直し。
(資源評価が未実施の水産資源を対象とする協定については、協定の有効期間の半ばと終了時に実施。)
 - ④ 実施された評価・検証の結果は、資源管理協定の内容とともに、ホームページで**公表**。

19

(参考資料)

資源管理協定に関する改正漁業法の条文①

(協定の締結)

第二百二十四条 漁業者は、**漁獲割当管理区分以外の管理区分**(第七条第二項に規定する管理区分をいう。)における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、**農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。**

2 前項の協定(以下この章において単に「協定」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類
- 二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法
- 三 **協定の有効期間**
- 四 協定に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項

(協定の認定等)

第二百二十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 一 **資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に照らして適当なものであること。**
- 二 不当に差別的でないこと。
- 三 この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- 四 特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理**漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。**
- 五 特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に**当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。**
- 六 その他農林水産省令で定める基準を満たしていること。

2 前項に規定するもののほか、協定の認定(協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に関し必要な事項は、政令で定める。

資源管理協定に関する改正漁業法の条文②

(協定への参加のあつせん等)

- 第二百二十六条 第二百二十四条第一項の認定を受けた協定(以下この条及び次条において「認定協定」という。)に参加している者は、認定協定の対象となる水域において認定協定の対象となる種類の水産資源について認定協定の対象となる種類の漁業を営む者であつて認定協定に参加していないものに対し認定協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。
- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、認定協定に参加していない者の認定協定への参加が前条第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認定協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。
- 3 認定協定に参加している者は、その数が認定協定の対象となる水域において認定協定の対象となる水産資源について認定協定の対象となる種類の漁業を営む者の全ての数の三分の二以上であつて農林水産省令で定める割合を超えていることその他の農林水産省令で定める基準に該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、資源管理のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、第四十四条第一項若しくは第二項(これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項、第八十六条第一項若しくは第三項、第九十三条第一項若しくは第四項又は第一百九条第一項若しくは第二項の規定により必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況の報告)

- 第二百二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定協定に参加している者に対し、**認定協定の実施状況について報告を求めることができる。**

2

(参考) 資源管理指針・計画作成要領～関係部分抜粋①～

平成30年8月31日改正版

第2 資源管理指針の位置づけ及び策定主体、記載事項等

1 資源管理指針の位置づけ及び策定主体

(1) 資源管理指針の位置づけ

資源管理指針(「以下「指針」という。))は、国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源に係る管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的管理方策を内容として策定するものであり、今後の資源管理のあり方の基本方針として位置づけられるものである。

(2) 指針の策定主体

指針は、別紙1に定める記載例に基づき、我が国周辺水域における水産資源(国策定の指針については国際資源を含む。)を対象範囲とし、国及び都道府県ごとに1つずつ策定する。この場合において、国策定の指針で記載する魚種について都道府県策定の指針において記載する場合には、国策定の指針との整合性に留意するものとする。

2 指針の記載事項

(1) 国又は各都道府県における水産資源の保存及び管理に関する基本的考え方

漁業の概観、資源管理の取組状況(実態)、資源管理の方向性と今後の進め方等を記載する。

(2) 水産資源等ごとの動向及び管理の方向

国及び各都道府県における主要資源について、それぞれ資源又は来遊の状況を記載し、これを踏まえた当該資源の管理方針を記載する。資源又は来遊の状況については、科学的知見(資源調査等)に基づくものであることが望ましいが、資源調査未実施の魚種については、単位漁獲努力量当たり漁獲量(CPUE)、漁獲量データに基づく動向を記載する。また、漁獲量が多い主要資源及び広域資源並びに資源状況が悪化している資源で国の指針等により資源管理の方向性が示されている資源については、その状況を踏まえた各都道府県における資源の管理方針を記載する。なお、特定の水産資源を専ら利用することが困難な漁業(定置漁業など)については、漁業種類別に管理を行うこととし、この場合にあつては、水産資源ごとの動向に代えて、対象漁業における総漁獲量の推移、CPUE等の漁獲状況を記載するとともに、魚種別管理が不相当である理由について記載する。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

(2)に記載する資源を主に利用している漁業種類ごと(魚種別管理が困難な場合を含む)に、実施すべき自主的資源管理措置を記載する。

なお、自主的資源管理措置については、漁業実態や資源管理の取組実態、客観的な履行確認が適切に行われるか否か等を十分に勘案する必要がある点に留意する。具体的には、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可の制限又は条件等の公的管理措置を遵守することを記載するほか、その他実施すべき自主的資源管理措置として、例えば休漁、漁獲物規制(体長制限)、種苗放流などの措置項目を列記する。ただし、水産基本計画に基づく取組が開始された平成14年度以降に、資源管理を目的とした自主的管理措置が公的管理措置に移行したものについては、本指針においては、自主的資源管理措置とみなして取り扱うこととし、これを列記する場合にあつては、日付及び文書番号名等を特定できるよう、個別に明記することとする(例:平成14年10月1日〇〇海区漁業調整委員会指示第〇号等)。

自主的資源管理措置の項目数は、別紙2に定める資源管理措置(例)の類別のうちA類の措置を実施する場合にあつてはA類の措置を1つ以上、A類の措置を実施しない場合にあつてはB類又はC類の措置のうちB類を含む2つ以上を必須とする。現在、実施中の資源回復計画についてはその内容を指針に記載することとし、過去の予算事業等により作成した資源管理計画等、その他の資源管理措置についても、資源管理が後退することのないよう、可能な限り、その内容を資源管理指針に記載する。

3

(4) 強度資源管理タイプ

別紙3の1.及び2.に掲げる基準に該当し、かつ、同3.に掲げる管理措置を行おうとする資源については、通常の資源管理と比較してより強度の資源管理措置(強度資源管理タイプ)として、その旨を指針に記載することとする。ただし、同タイプによる資源管理を指針に記載しようとする場合には、事前に、その必要性、具体的措置等について水産庁と協議することとする。

(5) 資源管理計画の評価・検証及び高度化

都道府県が作成した指針に従い作成された資源管理計画に基づき計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業者や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図るための手順及び方法を以下のとおり記載する。

- ① 各資源管理計画において、策定後4年を経過した次の年度に、計画の内容が適切かどうか等について、評価・検証する。
- ② ①の評価・検証については、外部有識者(漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など)が参加する資源管理協議会が実施する。
- ③ 評価に用いる指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な変化を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備をものとする。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理を実施する漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

(6) 履行確認措置

指針に記載する各資源管理措置は、これが確実に履行されることが必要であり、また、透明性の観点から、履行確認手段を予め漁業者に提示しておくことが必要となる。このため、指針において、履行確認に関する記載を設けるとともに、別紙4の履行確認手段例に基づき、資源管理措置ごとに、対応する履行確認手段について一覧性を付与した表を添付する。

なお、添付される一覧表に記載された資源管理措置ごとの履行確認手段については、地域によって活用の可否が異なること、より現実的な確認手段があり得ることから、記載する手段については、漁業実態、資源管理の取組実態を十分に踏まえて記載するとともに、資源管理計画参加者以外の第三者による確認や、事後的な確認が可能となるものとする必要がある点に留意する。

(7) その他

資源管理を今後進展させていくためには、国又は各都道府県下における正確な漁獲量データの把握が重要であり、かつ、当該データは履行確認においても有用であることから、漁獲量把握システム(漁獲量トレースシステム)の活用についても記載することとし、併せて、関係漁業者の履行確認への積極的協力の義務を記載する。

また、都道府県等が行う種苗放流や藻場、干潟の造成、魚礁整備など資源の積極的増大策の推進や経営改善の取組などについて記載するとともに、指針には履行確認の必要な措置としては記載しないものの、その他自主的に行っている資源管理措置等については引き続き実施する旨記載する。

さらに、休漁等、操業を行っていない期間にあつては、種苗放流や漁場環境整備など、資源の維持・増大のための取組みに積極的に参加すべきことを記載する。

このほか、策定した指針については、第3の1に基づき作成される資源管理計画の評価・検証の結果を踏まえて、当該指針を検証し、検討を加えるものとする。

第3 資源管理計画の位置づけ及び記載事項等

1 資源管理計画の位置づけ及び作成主体

資源管理計画(以下「計画」という。)は、指針に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに、各々の自主的な取組を基本として作成することとし、指針に記載された資源管理方針及び資源管理措置が遺憾なく実現されるよう、国及び都道府県は関係漁業者に対し、別紙5の記載例に基づき、計画が確実に作成されるよう指導を行うとともに、作成された計画が指針に即したものであるかについて、確認を行うこととする。

2 計画の記載事項

(1) 計画の目的

計画の作成対象となる漁業の現状、利用する魚種等を記載し、公的管理措置の遵守を徹底すること及び当該計画に記載する自主的資源管理措置の実行により適切な資源管理を進めること等を記載する。

(2) 対象海域及び対象資源

当該計画の対象海域及び対象資源又は対象漁業の利用する主要な魚種を記載する。

(3) 資源管理目標及びそれを達成するための措置

対象海域における対象資源の資源状況又は漁獲状況を記載し、今後の管理目標を記載する。当該目標を達成するための措置として、公的管理措置の他、自主的に行う資源管理措置を記載する。この際、水産基本計画に基づく取組が開始した平成14年度以降に公的管理措置として位置づけられたものであって、国又は都道府県指針上、自主的措置としてみなされている措置を記載する場合には、文書番号を明記の上、その旨を記載する。また、履行確認を行うために必要な提出資料を第2の2の(5)に即して記載する。

(4) 取組期間

本計画の取組期間を記載するが、概ね5年程度とし、必要に応じ随時見直す旨を記載する。

(5) 管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等

計画の適切な履行を推進し、計画内容の遵守を徹底するための管理体制、管理の内容、国又は都道府県への結果報告及び違反した場合の措置等を必要に応じ記載する。

(6) 計画の参加、脱退

計画の参加、脱退の規定を定め、計画参加者に異同のあった場合には、国又は都道府県に報告する旨を記載する。

(7) 計画の変更及び廃止

計画を変更した場合には、速やかに当該計画を所管する国又は都道府県の確認を求める旨及び廃止した場合には、速やかに国又は都道府県に報告する旨を記載する。

(8) 参加者名簿

計画参加者については、漁業収入安定対策に基づく支援対象となり、また、記載された措置の履行確認を行う必要があることから、氏名、使用漁船名、漁船登録番号、漁業許可番号(許可を受けている者)等を明記した参加者名簿を添付する。

(9) その他

上記の事項の他、計画参加者が取り組むべき事項等を記載する。

(参考) 指針・計画と基本方針等に基づく協定との比較

資源管理指針

- 水産資源の保存及び管理に関する基本的考え方
- 水産資源等ごとの動向及び管理の方向
 - ・ 資源又は来遊の状況
 - 資源調査実施魚種: 資源量 未実施魚種: CPUE/漁獲量
 - ・ 管理の方向性
- 実施すべき自主的資源管理措置
漁業種類ごとに実施すべき内容(公的管理措置/その他自主的管理措置)
- **評価・検証及び高度化の手法**
- **履行確認措置**
- その他

資源管理計画

- ① 作成主体: 関係漁業者(1人でも可)
- ② 取組期間: 概ね5年程度、必要に応じ随時見直し(計画に記載)
- ③ 認定主体: 国又は都道府県
- ④ 対象魚種: **全て**
- ⑤ 取組内容の記載事項
 - 対象海域、対象資源
 - 資源管理目標及びそれを達成するための措置
 - 資源状況又は漁獲状況及び管理目標
 - 公的管理措置…漁業調整規則、漁業権行使規則、許可等
 - 自主管理措置
 - <認定要件>
 - ・ 国・県の資源管理指針と適合
 - ・ 不当に差別的でないこと
 - ・ 法令に違反しないこと
 - ・ **以下のいずれかの取組を含んでいること**
 - A群1つ以上(操業日数、漁業者毎の漁獲量上限等)**
 - B群1つ以上+B or C群1つ以上**
(B群: 総漁獲量の上限、漁具・区域制限等、C群: 種苗法流、漁場整備)
 - 管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等(必要に応じ計画に記載)
 - 計画の参加、脱退、計画の変更及び廃止、参加者名簿、その他

資源管理基本方針/都道府県管理方針

- 資源管理に関する基本的な事項
- **資源管理の目標**
- 特定水産資源・管理年度
- 特定水産資源の大臣・知事管理区分
- 大臣・知事管理区分への漁獲可能量の配分の基準
- 大臣・知事管理区分の漁獲量の管理の手法
- **漁獲可能量以外の管理の手法**
- **その他資源管理に関する重要事項**

資源管理協定

- ① 作成主体: 漁業者(**複数人のみ**)
- ② 有効期間: **規定なし(協定に記載)**
- ③ 認定主体: 国又は都道府県
- ④ 対象水産資源: **公的IQ管理下の水産資源以外の水産資源**
- ⑤ 取組内容の記載事項
 - 対象水域、水産資源の種類、漁業種類
 - 水産資源の保存及び管理の方法
 - 公的管理措置…漁業調整規則、漁業権行使規則、許可等
 - 自主管理措置
 - <認定要件>
 - ・ 資源管理基本方針/都道府県管理方針に照らして適当なもの
 - ・ 不当に差別的でないこと
 - ・ 法令に違反しないこと
 - ・ **以下の内容と認められるもの**
 - 特定水産資源: 漁獲量の管理を行うために効果的なものであること**
 - 非特定水産資源: 公的管理以外に水産資源の保存及び管理に効果的と見止まれる措置が定められていること**
 - ・ その他農林水産省令で定める要件
 - **協定に違反した場合の措置**